

議案第 27 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「52 万円」を「54 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 23 条中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改める。

附則第 16 項及び第 17 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。